

議案第 101 号

流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年12月5日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 一般職の職員に係る給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数を改正するためである。

流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
(流山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 流山市職員の給与に関する条例(昭和26年流山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項第1号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に改める。

附則第8項中「100分の1.0125」を「100分の1.2375」に、「100分の67.5」を「100分の82.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号 給	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	139,200	176,200	226,300	263,500	290,700	322,100	367,500	414,100
	2	140,300	177,900	228,200	265,600	293,000	324,400	370,100	416,600
	3	141,600	179,600	230,100	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100
	4	142,700	181,300	231,800	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600
	5	143,800	182,800	233,400	271,700	299,700	331,300	377,500	423,500
	6	144,900	184,600	235,200	273,800	302,000	333,400	380,000	425,800
	7	146,000	186,400	237,000	275,900	304,300	335,600	382,500	428,000
	8	147,100	188,100	238,600	278,000	306,600	337,800	385,000	430,200
	9	148,200	189,700	240,200	280,100	308,800	340,000	387,600	432,300
	10	149,700	191,500	242,000	282,200	311,100	342,200	390,300	434,400
	11	151,000	193,300	243,700	284,300	313,400	344,400	393,000	436,500
	12	152,300	195,100	245,500	286,400	315,700	346,600	395,700	438,700
	13	153,600	196,700	247,100	288,500	317,900	348,600	398,200	440,500
	14	155,100	198,500	248,900	290,600	320,100	350,700	400,500	442,400
	15	156,600	200,300	250,500	292,700	322,300	352,800	402,800	444,400
	16	158,300	202,100	252,100	294,800	324,500	354,900	405,200	446,400
	17	159,600	203,900	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	448,300
	18	161,100	205,700	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	450,100
	19	162,600	207,400	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000	451,900
	20	164,100	209,200	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900	453,700
	21	165,500	210,800	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800	455,500
	22	168,300	212,700	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600	457,000
	23	170,900	214,600	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500	458,500
	24	173,500	216,500	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500	460,000
	25	176,200	218,300	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300	461,400
	26	177,900	220,100	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800	462,700
	27	179,600	221,900	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400	464,000
	28	181,300	223,600	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000	465,200
	29	182,800	225,200	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600	466,200
	30	184,600	227,000	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900	466,900
	31	186,400	228,800	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200	467,700
	32	188,100	230,600	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500	468,400
	33	189,700	232,100	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700	469,100
	34	191,200	233,800	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000	469,900
	35	192,700	235,400	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300	470,600
	36	194,200	237,100	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500	471,400

	37	195,500	238,400	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700	472,200
	38	196,800	239,800	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500	472,900
	39	198,100	241,200	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300	473,700
	40	199,400	242,600	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100	474,500
	41	200,800	243,900	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700	475,300
	42	202,100	245,300	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400	476,000
	43	203,400	246,700	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100	476,800
	44	204,700	248,300	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800	477,400
	45	205,900	249,500	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600	478,200
	46	207,100	251,100	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400	
	47	208,400	252,700	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100	
	48	209,700	254,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900	
	49	210,800	255,700	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500	
	50	211,800	257,100	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200	
	51	212,800	258,500	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000	
	52	213,800	259,900	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800	
	53	214,900	261,100	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400	
	54	215,700	262,500	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200	
	55	216,600	263,900	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000	
	56	217,500	265,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600	
再任用職員以外の職員	57	218,200	266,600	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200	
	58	219,100	267,800	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000	
	59	219,900	269,100	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800	
	60	220,800	270,400	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600	
	61	221,500	271,500	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200	
	62	222,400	272,700	329,900	370,200	387,000	413,600	457,000	
	63	223,300	274,000	330,700	370,900	387,600	414,200	457,800	
	64	224,200	275,300	331,500	371,600	388,200	414,800	458,600	
	65	224,800	276,400	332,400	371,900	388,700	415,100	459,200	
	66	225,700	277,500	332,800	372,600	389,300	415,700		
	67	226,600	278,600	333,600	373,300	389,900	416,400		
	68	227,700	279,700	334,400	374,000	390,500	416,900		
	69	228,400	280,900	335,200	374,400	390,900	417,400		
70	229,200	281,900	335,900	375,000	391,500	418,100			
71	230,000	282,900	336,600	375,700	392,200	418,800			
72	230,800	283,900	337,300	376,300	392,800	419,500			
73	231,600	284,700	337,800	376,700	393,100	420,000			
74	232,300	285,600	338,400	377,300	393,800	420,700			
75	233,000	286,500	339,000	378,000	394,500	421,400			
76	233,700	287,400	339,600	378,600	395,000	422,100			
77	234,400	288,400	339,900	379,000	395,400	422,600			
78	235,200	289,200	340,400	379,500	396,100	423,300			
79	236,000	290,000	340,800	380,100	396,800	424,000			

	80	236,800	290,800	341,300	380,600	397,500	424,700		
	81	237,500	291,600	341,700	381,100	398,000	425,200		
	82	238,200	292,100	342,200	381,700	398,700	425,900		
	83	238,900	292,600	342,700	382,300	399,400	426,600		
	84	239,600	293,100	343,200	382,700	400,100	427,300		
	85	240,300	293,200	343,600	383,300	400,600	427,800		
	86	241,000	293,600	344,000	383,900	401,300	428,500		
	87	241,700	293,800	344,500	384,500	402,000	429,200		
	88	242,400	294,200	344,900	385,100	402,700	429,900		
	89	243,100	294,400	345,200	385,800	403,200	430,400		
	90	243,600	294,600	345,600	386,400	403,900			
	91	244,100	295,000	346,100	387,000	404,600			
	92	244,600	295,300	346,500	387,600	405,300			
	93	244,900	295,600	346,700	388,300	405,800			
	94			347,100	388,900	406,500			
	95			347,600	389,500	407,200			
	96			348,000	390,100	407,900			
	97			348,100	390,800	408,400			
	98			348,600	391,400	409,100			
	99			349,100	392,000	409,800			
	100			349,400	392,600	410,500			
	101			349,700	393,300	411,000			
	102			350,100	393,900	411,700			
	103			350,500	394,500	412,400			
	104			350,900	395,100	413,100			
	105			351,400	395,800	413,600			
	106			351,800	396,400	414,300			
	107			352,200	397,000	415,000			
	108			352,600	397,600	415,700			
	109			353,100	398,300	416,200			
	110			353,500	398,900	416,900			
	111			353,900	399,500	417,600			
	112			354,200	400,100	418,300			
	113			354,700	400,800	418,800			
	114			355,100	401,400				
	115			355,500	402,000				
	116			355,800	402,600				
	117			356,300	403,300				
再任用職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400

第2条 流山市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に改める。

第21条第2項中「、第10条の3及び第18条の3」を「及び第10条の3」に改める。

附則第8項中「100分の1.2375」を「100分の1.125」に、「100分の82.5」を「100分の75」に改める。

(流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成16年流山市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額(円)
1	377,000
2	426,000
3	479,000
4	542,000
5	618,000
6	722,000
7	845,000

第8条第2項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第4条 流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「」を「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には」に、「100分の170」を「100分の155」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（流山市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第8条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は平成26年4月1日から、第1条の規定（給与条例別表第1の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（任期付職員条例第8条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は平成26年12月1日からそれぞれ適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

3 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

4 第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定により支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 102 号

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び流山市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び流山市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年12月5日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 特別職の職員及び教育長の期末手当の支給月数を改正するためである。

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び流山市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

(流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和52年流山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の202.5」を「100分の217.5」に改める。

第2条 流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の187.5」を「100分の195」に、「100分の217.5」を「100分の210」に改める。

(流山市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第3条 流山市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和52年流山市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の202.5」を「100分の217.5」に改める。

第4条 流山市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の187.5」を「100分の195」に、「100分の217.5」を「100分の210」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)の規定及び第3条の規定による改正後の流山市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(以下「改正後の教育長給与条例」という。)の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の特別職給与条例の規定及び改正後の教育長給与条例の規定

を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び第3条の規定による改正前の流山市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定により支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例及び改正後の教育長給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 103 号

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年12月5日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 流山市議会議員の期末手当の支給月数を改正するためである。

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和
31年流山市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の202.5」を「100分の217.5」
に改める。

第2条 流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の187.5」を「100分の195」
に、「100分の217.5」を「100分の210」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平
成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の流山市議会議員の議員報酬及び費用弁
償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成
26年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定によ
る改正前の流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手
当の内払とみなす。